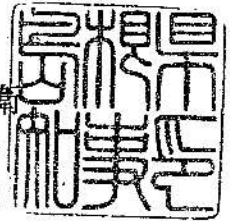


地 第 343 号
平成 26 年 10 月 28 日

原発ゼロをめざす島根の会
共同代表 岡崎由美子
長谷川敏郎
舟木 健治 様
諸遊 克己
山崎 泰子
渡部 節雄

島根県知事 溝口 善兵衛
(防災部原子力安全対策課)
(地域振興部地域政策課)



三隅火力発電 2 号機の新設計画に対する公開質問
状について (回答)

平成 26 年 10 月 17 日付けで提出された標記の公開質問状について下記
のとおり回答します。

なお、回答に当たり中国電力に状況を確認したところ、「三隅 2 号機の
開発時期や規模等については具体的な方針を決定したり、あるいは固めて
はおりません。」とのことでした。

記

(質問 1)

1. 平成 25 年 12 月に、中国電力から原子力規制委員会に対して、新規制
基準への適合性確認のための申請が行われました。
2. この適合性確認申請は、原子炉等規制法に基づき行わなければならない
もので、現在、新規制基準に適合しているか否かの審査が、原子力規
制委員会において進められています。

3. 再稼働については、原子力規制委員会の審査が終了した後、国が地元自治体や住民などに対して十分に説明し、理解を得たうえで、判断されるものです。

4. ご質問は、仮定の話として、三隅2号機が100万kWで増設される場合、原発の再稼働にどのような影響を与えるのかということと関連していますが、この100万kWの発電量が、ご指摘のように純増になるのか、あるいは、別途、老朽となった火力発電所の廃止をするのか、さらに報道にあったように売電するのかなどについて、現段階で中国電力の考えが明らかではありませんので、一般論としてお答えすることは差し控えます。

(質問2～4)

1. ご質問に対する中国電力の方針やその考え方が明らかではありませんので、コメントは差し控えます。

2. 他方、中国電力は、管内の安定的な電力供給に大きな責任を有する企業でありまして、その経営方針などについては適時適切に対外的に丁寧に説明するなど、管内の方々に理解を得るよう努めることが大事であり、県としては中国電力に対して、随時、その旨申し入れています。

(質問5)

1. 再生可能エネルギー及び省エネルギーに関する新たな県計画については、現在、県内外の学識経験者などの委員からなる検討委員会において、今年度内の計画案取りまとめに向けて議論していただいているところです。

2. 現段階では、ご質問の項目に関し、検討委員会での議論や計画案の中で、どのように取り扱われるか固まっておらず、お答えすることは差し控えます。